

たばこ対策について

厚生労働省健康局総務課
生活習慣病対策室

喫煙の健康影響について1

喫煙者本人への健康影響について

喫煙男性は、非喫煙者に比べて肺ガンによる死亡率が約4.5倍高くなっているほか、それ以外の多くのガンについても、喫煙による危険性が增大することが報告されている。また、喫煙は世界保健機構(WHO)の国際がん研究機関(IARC)において発がん評価分類でグループ1(人間に対して発がん性あり。人間に対する発がん性に関して十分な証拠がある)に分類されている。

がんによる死亡の相対危険度

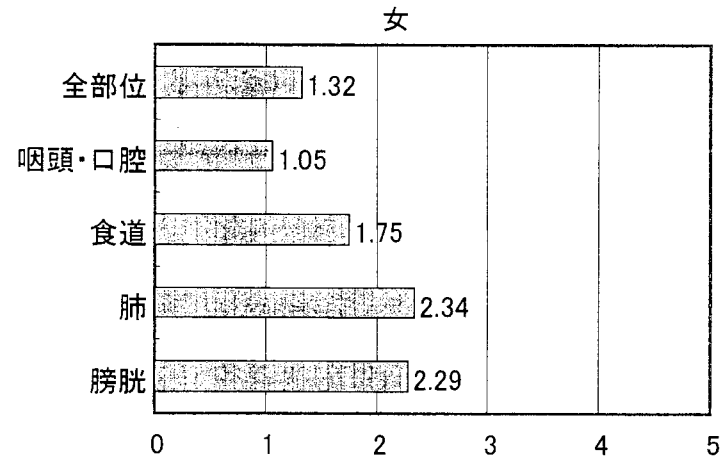
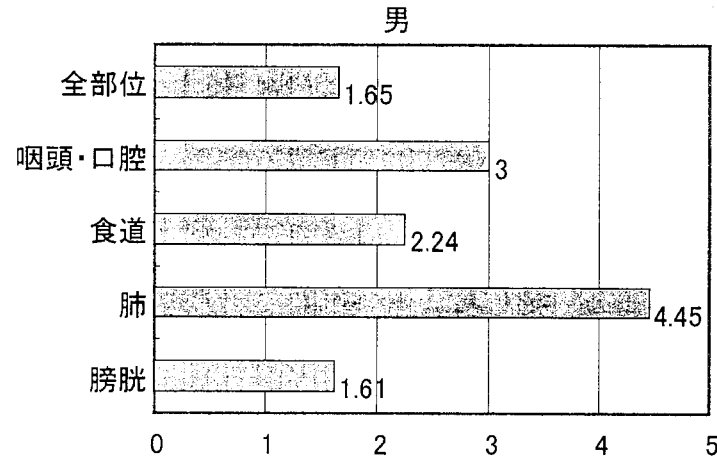
(非喫煙者を1とした時の喫煙者の危険度)

相対危険度	男	女
平山らによる調査(1966-82)	1.7	1.3
厚生省研究班による調査(1990-97)	1.5	1.6

喫煙の健康影響について 2

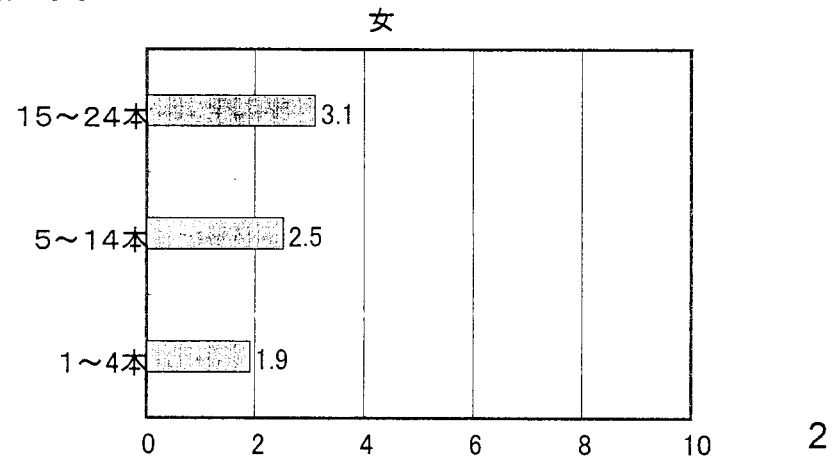
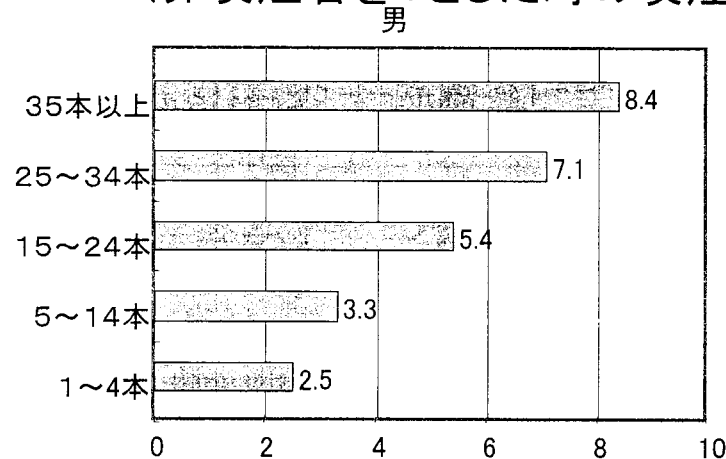
がんの部位別に見た死亡についての相対危険度(日本)

(非喫煙者を1とした時の喫煙者の危険度)



喫煙本数別に見た肺がん死亡についての相対危険度(日本)

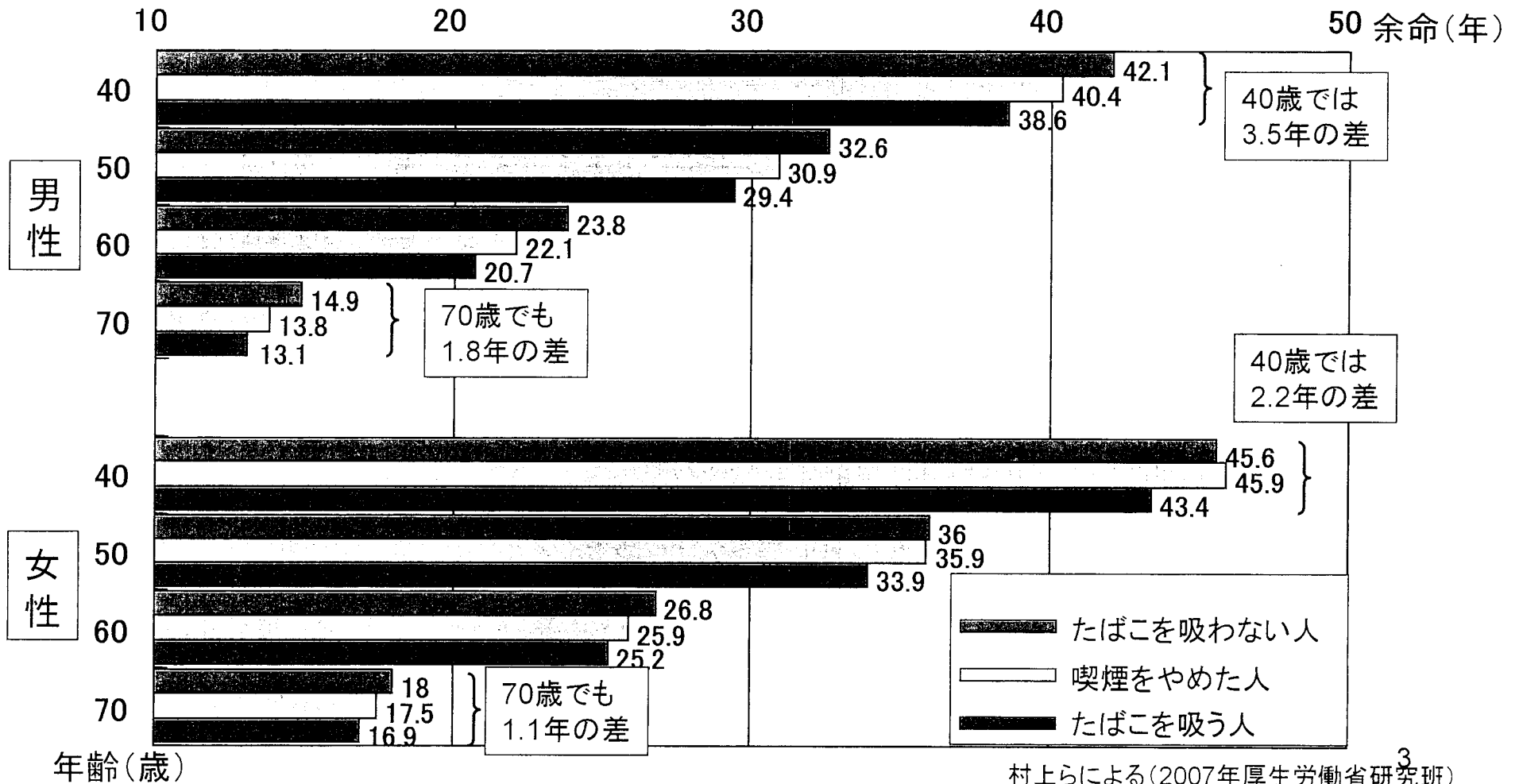
(非喫煙者を1とした時の喫煙者の危険度)



喫煙の健康影響について 3

40歳からの余命：喫煙状況別

40歳時点の平均余命は、たばこを吸っている男性では、38.6歳、吸わない男性では42.1歳と、3.5年短いという報告がある。



受動喫煙による健康への悪影響

受動喫煙により、虚血性心疾患等の発生頻度が増加することが明らかにされているとの報告がなされている。

「脱タバコ社会の実現に向けて」(日本学術会議) ～抜粋～

○受動喫煙による健康障害

タバコの煙はタバコから直接喫煙者に吸い込まれる主流煙と点火部分から大気中に散布される副流煙がある。副流煙は喫煙者から吐き出される主流煙とともに、生活空間を汚染し、周囲の人が吸入して肺に至る。副流煙には2,000種類以上の化学物質が含まれているが、不完全燃焼状態で発生する副流煙の方が主流煙よりも化学物質が多く、たとえば、発がん性の高いN-ニトロジメチルアミンは数10倍とも多いと報告されている。受動喫煙により、肺がん、虚血性心疾患、呼吸器疾患などの発生頻度がぞうかすることが明らかにされている。また、乳幼児突然死症候群は家庭内の喫煙者の存在、特に父母の喫煙と密接に関連している。

スコットランドにおける事例

全面禁煙法施行前後での急性冠症候群*1)の入院患者が、喫煙者(△14%)、元喫煙者(△19%)、非喫煙者(△21%)とすべての対象者で減少している。

*1)急性冠症候群とは急性心筋梗塞と不安定型狭心症を併せた概念。

(Pell JP et al. N Engl J Med 2008)

たばこ規制枠組条約とmpower

Framework Convention

for Tobacco Control &

mpower

たばこ規制組条約について

経緯

- 平成11年～ 条約案についての交渉を実施
平成16年6月 日本が正式に条約批准
平成17年2月 条約発効
※ 2009年1月現在162カ国が批准

条約のポイント

- 公衆衛生分野で初の国際条約
- たばこの消費及び受動喫煙が健康、社会、環境及び経済に及ぼす破壊的な影響から現在及び将来の世代を保護することを目的とする。

条約の概要

<全体事項>

- 条約の実施について、定期的な報告を締約国会議に提出する。
- たばこの規制のための仕組み又は中央連絡先を確立又は強化する。

<個別事項>

- たばこの需要を減少させるための価格及び課税に関する措置(第6条)
- たばこの煙にさらされることからの保護(第8条)
- たばこ製品の含有物に関する規制(第9条)
- たばこ製品の包装及びラベル(第11条)
- 教育、情報の伝達、訓練及び啓発(第12条)
- たばこの広告、販売促進及び後援(第13条)
- 未成年者への及び未成年者による販売(第16条)

たばこ規制枠組条約第2回締約国会議の概要

日程・参加国等

- 2007年6月30日(土)～7月6日(金)までタイ・バンコクの国際会議場にて開催。
- 締約国128カ国の代表、オブザーバー(条約未批准の米、伊等)、国際機関及びNGOが参加。

主な決定事項

- 「たばこの煙にさらされることからの保護に関するガイドライン」が、コンセンサスで採択された。
- たばこの不法製造・密輸・密売等に国際的に取り組むため、「たばこの不法取引に関する議定書」の作成に向けた政府間交渉が、2008年に開始されることが決定された。
- たばこの広告、販売促進及び後援に関するガイドラインなどを検討するため各々ワーキング・グループを設置し、次回の第3回締約国会合に進捗状況を報告することとなった。
- 第3回締約国会合を、2008年中に、南アフリカで開催することとなった。

たばこ規制枠組条約第2回締約国会議概要

主な決定事項(詳細)

たばこの煙にさらされることからの保護に関するガイドライン

- 100%禁煙以外の措置(換気、喫煙区域の使用)は、不完全である。
- すべての屋内の職場、屋内の公共の場及び公共交通機関は禁煙とすべきである。
- たばこの煙にさらされることから保護するための立法措置は、責任及び罰則を盛り込むべきである。

たばこ規制枠組条約第3回締約国会議の概要

日程・参加国等

- 2008年11月17日(月)～11月22日(土)まで南アフリカ・ダーバンにて開催。
- 締約国129カ国の代表、オブザーバー(条約未批准の米、スイス等)、国際機関及びNGOが参加。

主な決定事項

- 「公衆衛生政策のたばこ産業の利益からの擁護に関するガイドライン(5条3項)」「たばこ製品の包装及びラベルに関するガイドライン(11条)」「たばこの広告、販売促進及び後援に関するガイドライン(13条)」の3件が、採択された。
- 「たばこ製品の含有物及び情報の開示に関するガイドライン案(9条及び10条)」、「教育・伝達・訓練及び啓発に関するガイドライン案(12条)」の検討状況が報告され、次回COP4での採択に向けて作業を継続することとなった。
- 第4回締約国会合(COP4)を、2010年第4四半期にウルグアイ(プンタ・デル・エステ)で開催することとなった。

WHO ~MPOWER~

MPOWER概要

M

MONITOR

たばこの使用と
予防政策を
モニターする

P PROTECT PEOPLE FROM TOBACCO SMOKE
受動喫煙からの保護

O OFFER HELP TO QUIT TOBACCO USE
禁煙支援

W WARN ABOUT DANGERS OF TOBACCO
たばこの危険性に関する知識の普及

E ENFORCE BANS ON TOBACCO ADVERTISING,
PROMOTION AND SPONSORSHIP
たばこの広告、販促活動等の禁止要請

R RAISE TAXES ON TOBACCO PRODUCTS
たばこ税引き上げ

MPOWERはたばこ対策を進めていく上での、最初的一步（チャン事務局長）